

## 二本松市低入札価格調査実施要領

(平成30年12月25日決裁)

(平成31年3月25日決裁)

(令和2年3月31日決裁)

(令和4年3月16日決裁)

### (趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札により建設工事の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるときの調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約権者 二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号。以下「財務規則」という。）第2条に定める契約権者をいう。
- (2) 予定価格決定権者 契約権者及び二本松市職務権限規程（平成17年二本松市訓令第5号。以下「職務権限規程」という。）に定める請負契約に係る予定価格を決定する職員をいう。
- (3) 入札執行者 職務権限規程に定める請負契約に係る入札事務を執行する職員をいう。
- (4) 契約担当課長 契約を担当する課室等の長の職にある者をいう。
- (5) 工事担当課長 建設工事を所管する課室等の長の職にある者をいう。
- (6) 低入札調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準価格をいう。
- (7) 失格基準価格 低入札価格調査を実施せず入札を失格とする基準価格をいう。
- (8) 調査対象範囲 低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格をいう。
- (9) 調査範囲入札者 調査対象範囲内に入札を行った者をいう。
- (10) 最低入札者 最低の価格で入札を行った者をいう。
- (11) 直接工事費 建設工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (12) 共通仮設費 設建工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (13) 現場管理費 建設工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費をいう。
- (14) 一般管理費 建設工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。

(15) 工事価格 建設工事の設計金額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額をいう。

(対象)

第3条 低入札価格調査を適用する建設工事は、次のとおりとする。

(1) 二本松市制限付一般競争入札実施要綱（平成23年二本松市告示第118号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に定める制限付一般競争入札に付すべき建設工事のうち、設計金額が5千万円以上で市長が必要と認める建設工事

(2) その他市長が必要と認める建設工事

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、別記1に定める算出式により算定する。

2 前項の算出式及び低入札調査基準価格は、非公表とする。

(失格基準価格)

第5条 予定価格決定権者は、建設工事において必要と認めるときは、次の各号（以下「費目」という。）で得た失格基準算出価格の額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計額に100分の110を乗じて得た額を失格基準価格（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）として決定するものとする。なお、直接工事費に乗ずるaの係数、共通仮設費に乗ずるbの係数、現場管理費に乗ずるcの係数及び一般管理費に乗ずるdの係数については、予定価格決定権者が別に定めるものとする。

(1) 直接工事費失格基準算出価格…直接工事費×a

(2) 共通仮設費失格基準算出価格…共通仮設費×b

(3) 現場管理費失格基準算出価格…現場管理費×c

(4) 一般管理費失格基準算出価格…一般管理費×d

2 予定価格決定権者は、建設工事において必要と認めるときは、前項の規定によらず失格基準価格を定めることができるものとする。

3 第1項又は前項で定めた失格基準価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とする。

4 第1項の係数、失格基準価格及び失格基準算出価格は、非公表とする。

5 低入札調査基準価格を下回る価格で、かつ、第1項又は第2項で定めたいずれかの費目で失格基準算出価格を下回る価格の入札があった場合は「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として、当該入札者を失格とする。

(予定価格書への記載)

第6条 低入札調査基準価格及び失格基準価格及び失格基準算出価格は、予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 契約権者は、対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、

次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定の有無
- (3) 当該入札において、調査範囲入札者がいる場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施のうえ、後日落札者を決定すること。
- (4) 調査範囲入札者は、最低入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 見積内訳書の提出を求めること。
- (6) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、財務規則第88条に規定する契約保証金について、請負代金又は契約金額の100分の10以上から100分の30以上に、二本松市工事請負契約約款（平成17年二本松市告示第14号。以下「約款」という。）第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の1以上から10分の3以上に引き上げること。
- (7) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、財務規則第67条第1項に規定する前金払について、請負金額の4割以内を2割以内の額に、約款第34条第1項で規定する前払金について、請負代金額の10分の4以内の額から10分の2以内の額に、また、財務規則第67条第2項に規定する中間前金払について、請負金額の2割以内を1割以内に、約款第34条第3項で規定する中間前払金について、請負代金額の10分の2以内の額から10分の1以内の額に引き下げること。
- (8) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、約款第50条第2項で規定する違約金について、請負代金額の10分の1から10分の3に引き上げること。

（入札の終了及び低入札価格調査の開始）

第8条 入札執行者は、調査対象範囲で入札が行われた場合、落札者の決定を一時保留し、低入札価格調査の宣言を行って入札を終了する。

2 前項の場合において、入札執行者は、調査範囲入札者に別記2「低入札価格調査項目及び提出書類」に定める提出書類（第1号様式から第15号様式までに定める様式。以下「調査資料」という。）及び一般競争入札実施要綱第18条に定める入札参加資格審査書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）等の提出を求めるとともに、次の事項を周知する。

- (1) 提出期限及び提出先
- (2) 調査資料及び入札参加資格審査書類等の作成等に要する費用は、調査範囲入札者の負担とすること。
- (3) 調査については、調査範囲入札者のうち最低価格の者から順次始めるものとし、当該契約の内容に適合した履行がなされると判断された時に調査を終了するため、調査資料及び入札参加資格審査書類等の提出があつたとしても調査を行わないことがある

こと。なお、調査を行わない場合は、提出のあった調査資料及び入札参加資格審査書類等を当該調査範囲入札者に返却すること。

- 3 提出期限後における調査資料及び入札参加資格審査書類等の内容変更、差替え及び再提出は認めないものとする。
- 4 調査範囲入札者に入札価格が同じ者が複数いるときは、くじにより順位を決定するものとする。
- 5 調査範囲入札者が低入札価格調査を辞退する場合は、低入札価格調査辞退届（第16号様式）を提出期限までに提出するものとする。なお、低入札価格調査を辞退した調査範囲入札者は失格とする。

（調査の内容及び報告）

第9条 契約担当課長及び工事担当課長は調査範囲入札者より調査資料及び入札参加資格審査書類等の提出があったときは、別記2「低入札価格調査項目及び提出書類」に定める低入札価格調査項目に基づき書類を調査し、必要に応じて事情聴取、関係機関への照会等を行い、別記3に定める失格判定基準に該当するかどうかを確認したうえで低入札価格調査票（第17号様式）を作成するものとする。

- 2 契約担当課長及び工事担当課長は、前項の規定による調査の結果を二本松市入札契約審査委員会要綱（平成17年二本松市告示第15号）に定める入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長へ報告するものとする。
- 3 審査委員会委員長は、前項の規定により報告を受けたときは、審査委員会を開催し、第1項の調査結果に基づき審査を行うものとする。
- 4 第1項の調査に際し、当該調査範囲入札者が調査に協力をしなかった場合又は期日までに調査資料及び入札参加資格審査書類等を提出しない場合は、当該調査範囲入札者を失格とする。

（適合した履行がされると認めたときの措置）

第10条 契約担当課長は、審査委員会が調査の結果に基づき適合した履行がされると認めたときは、当該入札者に落札者となった旨を連絡し契約手続を行うものとする。

- 2 契約担当課長は、前項により落札者が決定したときは、調査資料及び入札参加資格審査書類等を提出した落札者及び次条1項に該当した者を除く調査範囲入札者に対し低入札価格調査終了通知（第18号様式）により通知するものとする。

（適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置）

第11条 契約権者は、審査委員会が調査の結果に基づき適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、当該調査範囲入札者に低入札価格調査結果通知書（第19号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、次順位の者の入札価格が調査対象範囲内にあるときは、第9条第1項による調査を実施し、落札者が決定するまで順に調査を実施するものとする。

3 前項により当該入札者を落札者とし不在の場合において、次順位の者の入札価格が、予定価格の制限の範囲内で低入札調査基準価格以上のときは、一般競争入札実施要綱に定めるところにより、落札者を決定するものとする。

(特約条項)

第12条 低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者を落札者とした場合は、別記4の特約条項を付して当該落札者と契約を締結するものとする。

(監督体制の強化等)

第13条 工事担当課長は、低入札価格調査による落札者との契約を締結したときは、当該工事について適正な施工管理が図られるよう十分な指導監督に努めるものとする。

(低入札調査基準価格等の漏洩防止)

第14条 対象工事の建設工事を所管する課室等及び契約を担当する課室等は、低入札調査基準価格、失格基準価格及び失格基準算出価格の漏洩事故等が発生しないよう厳重に対象契約の設計書及び資料等を管理しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年10月1日から施行し、施行日以後の消費税及び地方消費税の課税資産の譲渡等に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告するものから適用する。

別記 1 (第 4 条關係)

非公表

別記2（第8条、第9条関係）

低入札価格調査項目及び提出書類

項 目	確 認 事 項	提 出 書 類
1 低入札価格調査報告内容	(1) 調査報告内容（提出書類）の確認 (2) 内容について、事実と相違ないことの誓約	低入札価格調査報告書（第1号様式）
2 当該価格で入札した理由	(1) 金額を縮減できる理由	当該価格で入札した理由（第2号様式）
3 入札金額見積内訳書明細	入札金額積算内容	入札金額見積内訳書明細（第3号の1様式） 共通仮設費内訳書（第3号の2様式） 現場管理費内訳書（第3号の3様式） 一般管理費等内訳書（第3号の4様式）
4 地理的条件	調査対象工事箇所と調査対象者の事業所、資材保管場所、調査対象工事と関連性がある場合は、現在手持ち工事箇所及び下請予定業者等との位置関係	地図（任意様式）
5 工程	契約後予定される工程表	工程表（任意様式）
6 手持ち工事の状況	(1) 工事名 (2) 発注者名 (3) 工期 (4) 施工場所 (5) 工事概要 (6) 請負金額 (7) 配置技術者名 (8) 調査対象工事と関連性がある場合は、その関連性	(1) 手持ち工事の状況（第4号様式） (2) 手持ち工事と経費縮減理由が関連する場合は、当該関連性及び経費縮減理由が明確に判明する資料（任意様式）
7 手持ち資材の状況	(1) 手持ち資材の種類（手持ち数量） (2) 資材の種類ごとの調査対象工事における使用予定量 (3) 資材が不足する場合の手当方法	(1) 手持ち資材の状況（第5号様式） (2) 資材の保管状況がわかる写真
8 資材購入予定	(1) 購入予定資材の内容（品名、規格・型式） (2) 購入予定業者名 (3) 購入予定額 (4) 過去の取引状況 (5) 低価格での資材調達が可能となる理由	(1) 資材購入予定一覧（第6号様式） (2) 購入予定業者からの見積書等（任意様式）
9 手持ち建設機材の状況	(1) 手持ち建設機材、車輛及び設備等の種類（手持ち数量） (2) 調査対象工事における使用予定の建設機材、車輛及び設備等	(1) 手持ち建設機材の状況（第7号様式） (2) 建設機材の保管状況がわかる写真
10 建設機材の借上げ予定	(1) 借上げ予定建設機材の内容（品名、規格・型式など） (2) 借上げ予定業者名 (3) 借上げ予定額 (4) 過去の取引状況 (5) 経費縮減が可能となる理由	(1) 建設機材借上げ予定一覧（第8号様式） (2) 借上げ予定業者からの見積書等（任意様式）

低入札価格調査項目及び提出書類

項 目	内 容	提 出 書 類
11 労務職員の確保計画	(1) 工種及び職種ごとの労務職員の 内訳	(1) 労務者の確保計画（第9号様式） (2) 手持ち工事と調査対象工事との間で労務職 員の配置において関連がある場合につい ては、手持ち工事における労務職員の配置状 況と調査対象工事配置予定者との関連が判 明する資料（任意様式）
12 下請への発注予定	(1) 下請への発注予定の有無 (2) 下請への発注予定がある場合 ① 工種・内容 ② 下請予定業者名 ③ 下請予定額 ④ 下請予定業者との関係	(1) 下請予定一覧（第10号様式） (2) 下請予定業者からの見積書等（任意様式）
13 過去に施工した公共 工事	(1) 過去に施工した工事（同種、類 似工事を中心に概ね10件程度 ） (2) 低入札価格調査該当工事であつ て、低入札調査基準価格を下回 る入札価格により契約を行った 工事	(1) 過去に施工した工事一覧（第11号様式） (2) 低入札調査基準価格を下回る入札価格によ り契約を行った工事一覧（第12号様式）
14 社会保険等への加入 状況	(1) 社会保険等への加入状況（一次 下請予定業者を含む。） (2) 事業所整理番号又は加入適用除 外理由 (3) 法令に基づく社会保険等への加 入状況が適正である業者と下請 契約する旨の誓約	社会保険等への加入状況（第13様式）
15 建設副産物の搬出予 定	(1) 発生する建設副産物名 (2) 受け入れ予定者名 (3) 受け入れ予定箇所 (4) 受け入れ予定箇所における受け入 れ予定額	(1) 建設副産物の搬出予定状況（第14号式） (2) 受け入れ予定額の見積書（任意様式）
16 経営状況及び信用状 況	(1) 経営状況 (2) 信用状況	(1) 経営状況及び信用状況（第15号様式） (2) 経営状況財務諸表等（任意様式）2年分
17 主任（監理）技術者 ・現場代理人	当該工事に配置する技術者等	(1) 入札参加資格審査調書（二本松市制限付一 般競争入札実施要綱 第4号様式（第18条 関係） (2) 資格が確認できる資料（資格証の写し等） (3) 雇用を確認できる資料（健康保険証の写し 等）
18 その他必要と認めら れる事項	必要に応じ、調査対象者へ指示	



別記3（第8条、第9条関係）

失 格 判 定 基 準

項 目	基 準
1 調査に協力しない場合	(1) 提出期限までに別記2に定められた提出書類等の提出がない場合 (2) 提出書類等の不足がある場合 (3) 事情聴取等に応じない場合
2 設計仕様等に適合しない場合	(1) 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 (2) 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
3 労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
4 工事費内訳書明細書の算出根拠が適正でない場合 ((1)から(15)までについて、総合的に判断する。)	(1) 算出根拠が明確でない場合 (2) 入札金額見積内訳書明細に記載の金額が一括計上されている場合 (3) 入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合 (4) 必要な経費が適切な費目に計上されていない場合 (5) 下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 (6) 資材購入見積額を下回る積算額が計上されている場合 (7) 手持ち資材の確認ができない場合 (8) 自社建設機材の確認ができない場合 (9) 人件費、社会保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 (10) 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書明細書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合 (11) 下請け、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合 (12) 一次下請予定業者の法的福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 (13) 不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合 (14) 入札時に記載した直接工事費内の工種費用間の流用や直接工事費と共通仮設費等との各費用間の流用が行われている場合 (15) 下請予定業者や資材購入予定業者等の代表者印が押された見積書の写しが添付されていないもの (16) 下請予定業者の見積書に必要な法定福利費が計上されていない場合
5 建設副産物の処理が適正でない場合	(1) 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 (2) 建設副産物の処理費用が計上されている場合であっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	(1) 監理技術者等が重複専任になる場合 (2) 下請予定業者が、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） (3) 下請見積書を提出した者が、工事に必要な許可等を受けていない場合（許可については、下請予定事業者への見積依頼日以前ののものに限る。） (4) その他法令違反
7 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	(1) 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く。） (2) 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断は除く。） (3) 入札日から過去1年以内において、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合 (4) その他

別記4（第12条関係）

特約条項

（契約の保証）

第1条 約款第4条中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

（前払金、中間前払金）

第2条 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第3項中「10分の2」とあるのは「10分の1」と読み替える。

（違約金）

第3条 約款第50条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

第1号様式（第8条、第9条関係）

低入札価格調査報告書

年 月 日

二本松市長

(入札者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事に係る低入札価格調査報告書を提出いたします。

なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 入札日
- 4 低入札価格調査報告書類一覧表

項目 番号	低 入 札 価 格 調 査 項 目	様 式 番 号	提出書類確認 (○印)
1	低入札価格調査報告内容	第1号様式	
2	当該価格で入札した理由	第2号様式	
3	入札金額見積内訳書明細	第3号の1様式 第3号の2様式 第3号の3様式 第3号の4様式	
4	地理的条件	任意様式	
5	工程	任意様式	
6	手持ち工事の状況	第4号様式	
7	手持ち資材の状況	第5号様式	
8	資材購入予定	第6号様式	
9	手持ち建設機材の状況	第7号様式	
10	建設機材の借上げ予定	第8号様式	
11	労務者の確保計画	第9号様式	
12	下請への発注予定	第10号様式	
13	過去に施工した公共工事	第11号様式 第12号様式	
14	社会保険等への加入状況	第13号様式	
15	建設副産物の搬出予定	第14号様式	
16	経営状況及び信用状況	第15号様式	
17	主任（監理）技術者・現場代理人	二本松市制限付一般競争入札実施要綱 第4号様式(第18条関係)	
18	その他必要と認められる事項	任意様式	

※ 提出者は提出様式等が揃っているか確認し、確認欄に「○印」を記入して下さい。

第2号様式（第8条、第9条関係）

当該価格で入札した理由書

商号又は名称	
工事番号・工事名	
入札日	
入札金額	
【理由】	

※ 当該価格で入札した理由（低価格で施工することが可能となる理由）を、地理的条件、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち建設機材の状況、労務費、下請予定業者の状況、資材購入予定業者の状況、建設機材借上げ予定業者の状況、その他上記以外に低価格で入札できる理由から、詳細かつ具体的に記載してください。

第3号の1様式（第8条、第9条関係）

入札金額見積内訳書明細

商号又は名称					
工事番号・工事名					
費目・工種・種別・細別	数量	単位	単価	金額(円)	備考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費(率分)					
共通仮設費(積上分)					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					
工事価格計					

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

- ※ 見積り等積算根拠を示すものを添付すること。
- ※ 市の金抜き設計書（本工事費内訳書、施工パッケージ内訳書、施工内訳表等設計図書全て）に対応する内訳書にすること。ただし、当該様式と同等の様式でも可とする。
- ※ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、工事価格計については、入札時の見積内訳書の金額と同額となること。
- ※ 入札時に記載した直接工事費内の工種費用間の流用や直接工事費と共通仮設費等との各費用間の流用をすることで、明細書を正当化することは認められません。
- ※ 「備考」欄には、根拠となる見積業者名や単価算定式を記載すること。又、単価が複数の見積り等から積上げられている場合は、当該単価の単価表を作成し、単価表の備考欄に根拠となる見積業者名や単価算定式を記載すること。
- ※ 「備考」欄には、直接工事費の内下請予定額を記載すること。（下請予定業者との契約金額ではなく、下請予定額から諸経費を除いた直接工事費に相当する金額を記載。）又、下請予定業者との契約金額の内諸経費分については、共通仮設費や現場管理費に計上すること。

第3号の2様式（第8条、第9条関係）

共通仮設費内訳書（率分）

区分	項目	金額（円）	算定根拠	経費縮減が可能となる理由等
営繕費	① 現場事務所の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	② 労働者宿舎の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	③ 倉庫、材料保管場の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	④ 上記①、②、③に係る土地、建物の借上げに要する費用			
	⑤ 労働者の輸送に関する費用			
技術管理費	① 品質管理のための試験等に要する費用			
	② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用			
	③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用			
	④ 完成図の作成に要する費用			
	⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用			
	⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用			
	⑦ 施工管理で使用するOA機器の費用			
	⑧ 竣工図書における縮小製本、マイラー原図、マイクロフィルム等の作成に要する費用			
安全費	① 工事地域内全般の安全管理上の監視、連絡等に要する費用			
	② 不稼働日の保安要員等の費用			
	③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、補修、撤去に要する費用及び使用期間中の損料			
	④ 安全用品等の費用			
	⑤ 安全委員会等に要する費用			
運搬費	① 建設機械及び器材等（型枠材、支保材、足場材等）の搬入、搬出及び現場内小運搬に要する費用			
	② 建設機械の自走による運搬に要する費用			
準備費	① 準備及び後片付けに要する費用			
	② 調査、測量、丁張等に要する費用			
	③ 準備作業に伴う伐開、除根、除草による現場内集積・積み込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用			
計				

※ 該当する項目について、記載すること。（一括計上は認めない。）経費の縮減が可能となる場合は、その理由を具体的に記載すること。

※ 該当しない項目又は金額を計上しない項目については、その理由を具体的に記載すること。（本社経費の充当による経費縮減は認めない。）

※ 「算定根拠」には、見積書等、参考資料を添付すること。

※ 第3号の1様式の「共通仮設費（率分）」の金額と一致すること。（共通仮設費を直接工事費、現場管理費、一般管理費等へ流用することは認めない。）

※ 工事内容により本様式の項目により難しい場合は、適宜変更のこと。

第3号の2様式（第8条、第9条関係）

共通仮設費内訳書(積上分)

区分	項目	金額(円)	算定根拠	経費縮減が可能となる理由等
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
計				

※ 該当する項目について、記載すること。（一括計上は認めない。）経費の縮減が可能となる場合は、その理由を具体的に記載すること。

※ 該当しない項目又は金額を計上しない項目については、その理由を具体的に記載すること。（本社経費の充当による経費縮減は認めない。）

※ 「算定根拠」には、見積書等、参考資料を添付すること。

※ 第3号の1様式の「共通仮設費（積上分）」の金額と一致すること。（共通仮設費を直接工事費、現場管理費、一般管理費等へ流用することは認めない。）

第3号の3様式（第8条、第9条関係）

現場管理費内訳書

区分	項目	金額（円）	算定根拠	経費削減が可能となる理由等
労務管理費	現場労働者に係る次の経費			
	① 募集及び解散に要する費用			
	② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用			
	③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服に要する費用			
	④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
	⑤ 労働者災害補償保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用			
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用			
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課			
保険料	自動車保険、工事保険、組立保険、火災保険その他損害保険の保険料			
従業員給料手当	現場従業員（純工事費に含まれる世話役、運転者等を除く。）の給料、諸手当及び賞与		_____円/月 × ____月	
退職金	現場従業員に係る退職金			
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済組合制度に基づく事業主負担額			
福利厚生費	現場従業員に係る慰安、娯楽、被服貸与、医療、慶弔見舞等福利厚生文化活動に要する費用			
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
交際費	現場への来客等の対応に要する費用			
補償費	工事施工に伴い通常発生する物件等の補償費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費			
外注経費	専門工事業者等に外注する場合に必要な経費			
工事登録費用	工事实績等の登録に係る費用			
雑費				
計				

※ 該当する項目について、記載すること。（一括計上は認めない。） 従業員給料手当には、現場代理人、監理技術者（主任技術者等）等の人件費等を必ず計上すること。 経費の削減が可能となる場合は、その理由を具体的に記載すること。

※ 該当しない項目又は金額を計上しない項目については、その理由を具体的に記載すること。（本社経費の充当による経費削減は認めない。）

※ 「算定根拠」には、見積書等、参考資料を添付すること。

※ 第3号の1様式の「現場管理費」の金額と一致すること。（現場管理費を直接工事費、共通仮設費、一般管理費等へ流用することは認めない。）

※ 工事内容により本様式の項目により難しい場合は、適宜変更のこと。



第3号の4様式（第8条、第9条関係）

一般管理費等内訳書

区分	項目	金額（円）	算定根拠	経費縮減が可能となる理由等
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬			
従業員給料手当	本店、支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与			
退職金	役員及び従業員に対する退職金			
法定福利費	本店、支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額			
福利厚生費	本店、支店の従業員に係る慰安、娯楽、被服貸与、医療、慶弔見舞金等福利厚生、文化活動等に要する費用			
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等			
事務用品費	事務用消耗品、備品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用			
調査研究費	技術研究開発等の費用			
広告宣伝費	広告、宣伝に要する費用			
交際費	本店、支店などへの来客等の対応に要する費用			
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料			
減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用品備品等の減価償却費			
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課			
保険料	火災保険その他損害保険料			
契約保証料	契約の保証に必要な費用			
雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、協会活動等諸団体会費等の費用			
計				

- ※ 該当する項目について、記載すること。（一括計上は認めない。） 経費の縮減が可能となる場合は、その理由を具体的に記載すること。
- ※ 該当しない項目又は金額を計上しない項目については、その理由を具体的に記載すること。（本社経費の充当による経費縮減は認めない。）
- ※ 「算定根拠」には、見積書等、参考資料を添付すること。
- ※ 第3号の1様式の「一般管理費等」の金額と一致すること。（一般管理費等を直接工事費、共通仮設費、現場管理費へ流用することは認めない。）
- ※ 工事内容により本様式の項目により難しい場合は、適宜変更のこと。

第4号様式（第8条、第9条関係）

手 持 ち 工 事 の 状 況

商号又は名称	
工事番号・工事名	

工 事 名	発注者名	工 期	施工場所	工事概要	請負金額（円）	配置技術者名	調 査 対 象 工 事 と の 関 連

※「配置技術者名」欄には、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、担当技術者を記載すること。

第5号様式（第8条、第9条関係）

手 持 ち 資 材 の 状 況

商号又は名称	
工事番号・工事名	

品名	規格・型式	単位	数量	本工事での 使用予定量	本工事 での使途	不足数量	不足数量の手当方法

※ 手持ち資材の状況については、調査対象工事で使用予定の資材を記載すること。「資材の保管状況がわかる写真」を併せて提出すること。

第6号様式（第8条、第9条関係）

資 材 購 入 予 定 一 覧

商号又は名称	
工事番号・工事名	

品名	規格 型式	単位	数量	単価 (円)	購入予定先			低価格での資材調達 が可能となる理由
					商号又は名称	所在地	入札者との 関係（取引年数）	

※ 記載の際は、第5号様式との整合性を図ること。

※ 「入札者との関係（取引年数）」の欄には、入札者と資材購入予定業者との関係及び取引年数（括弧書き）で記入すること。

（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等（〇〇年）

※ 「資材購入予定業者からの見積書」、その他「取引状況が判明する資料」（任意様式：見積書、納品書、請求書等）を併せて提出すること。

第7号様式（第8条、第9条関係）

手 持 ち 建 設 機 材 の 状 況

商号又は名称	
工事番号・工事名	

機 械 名 称	建 設 機 材 の 規 格 等					数 量	本 工 事 で の 使用予定（使途）	現 在 の 利用状況	減 価 償 却 の 状 況
	規 格	型 式	年 式	能 力	メーカ名				

※ 「建設機材の保管状況がわかる写真」を併せて提出すること。

第8号様式（第8条、第9条関係）

建 設 機 材 借 上 げ 予 定 一 覧

商号又は名称	
工事番号・工事名	

品名	規格・型式・年式・ 能力・メーカー名	単位	数量	単価 (円)	借 上 げ 予 定 先			経費の削減が可能となる理由
					商号又は名称	所在地	入札者との 関係（取引年数）	

※ 記載の際は、第7号様式との整合性を図ること。

※ 「入札者との関係（取引年数）」の欄には、入札者と借上げ予定業者との関係及び取引年数（括弧書き）を記入すること。

（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等 （〇〇年）

※ 「借上げ予定業者からの見積書」、その他「取引状況が判明する資料」（任意様式：見積書、納品書、請求書等）を併せて提出すること。

第9号様式（第8条、第9条関係）

労 務 者 の 確 保 計 画

商号又は名称	
工事番号・工事名	

工 種	職 種	労 務 単 価 (円/日)	員 数 (人)			下請予定業者名・下請予定業者との関係 (取 引 年 数)
			自社労務職員	下請労務職員	計	

- ※ 対象工事で配置を予定している全ての労務者の確保計画を記載してください。
- ※ 「労務単価」欄は、職種ごとの労務職員の最低単価を記載すること。
- ※ 「下請予定業者名・下請予定業者との関係（取引年数）」には下請予定業者の商号又は名称、入札者と当該下請予定業者との関係及び取引年数（括弧書き）で記載すること。  
 （例）協力会社、同族会社、資本提携会社等 （〇〇年）

第10号様式（第8条、第9条関係）

下 請 予 定 一 覧

商号又は名称	
工事番号・工事名	

工種	下請内容	下請予定業者名	所在地	下請予定額(円)	入札者との関係（取引年数）

※ 記載の際は、第3号様式、第9号様式との整合性を図ること。

※ 「入札者との関係」欄には、入札者と当該下請予定業者との関係及び取引年数（括弧書き）で記載すること  
 （例）協力会社、同族会社、資本提携会社等（〇〇年）

※ 「下請予定業者からの見積書（法定福利費が記載されているもの）」、その他「取引状況が判明する資料」（任意様式：見積書（内訳が判明するもの）、請書、契約書、請求書等）を併せて提出すること。



第11号様式（第8条、第9条関係）

過 去 に 施 工 し た 工 事 一 覧

商号又は名称	
工事番号・工事名	

工事名	発注者名	工期	施工場所	工事概要	契約金額 (円)	配置技術者名

※ 過去5年間程度において施工した同種、類似の公共工事（契約金額1,000万円以上）を中心に概ね10件程度を記載すること。

※ 「配置技術者名」欄には、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、担当技術者を記載すること。

第12号様式（第8条、第9条関係）

低入札調査基準価格を下回る入札価格により契約を行った工事一覧

商号又は名称	
工事番号・工事名	

工事名	発注者名	工期	施工場所	工事概要	契約金額 (円)	配置技術者名

※ 契約年度、業種及び契約金額を問わず、全て記載すること。

※ 「配置技術者名」欄には、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、担当技術者を記載すること。

第13号様式（第8条、第9条関係）

社会保険等への加入状況

年 月 日

二本松市長

(入札者) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

調査対象工事において予定している一次下請予定業者の社会保険等の加入状況は、下記のとおりです。

なお、工事内容の変更等により下記以外の一次下請予定業者に下請工事を発注する場合及び数次の下請契約を行う場合についても、法令に基づく社会保険等への加入状況が適正である業者と下請契約することを誓約します。【社会保険等の加入状況】

下請予定業者名  
住 所  
代 表 者 名

種 別	加 入 状 況	事業所整理番号又は適用除外理由
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	

下請予定業者名  
住 所  
代 表 者 名

種 別	加 入 状 況	事業所整理番号又は適用除外理由
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	

※ 一次下請予定業者の社会保険等の加入状況を記載する欄が不足する場合は、記載欄を追加して記載すること。

※ 「加入状況」欄において「加入」以外の場合は、「適用除外理由」を具体的に記載すること。

第14号様式（第8条、第9条関係）

建設副産物の搬出予定状況

商号又は名称	
工事番号・工事名	

建設副産物	数量 (単位)	受け入れ予定者名	受け入れ予定箇所	受け入れ単価 (円)	受け入れ予定額 (円)	運搬距離 (km)

- ※ 調査対象工事で発生する全ての建設副産物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土など）について記載すること。
- ※ 「受け入れ予定額の見積書」、その他「取引状況が判明する資料」（任意様式：建設副産物名及び処理量が判明する見積書、請求書等）を併せて提出すること。

第15号様式（第8条、第9条関係）

経営状況及び信用状況

商号又は名称	
工事番号・工事名	

項目	申告内容
過去1年間における賃金不払の有無	
過去1年間における下請代金不払、支払遅延の有無	
過去1年間における不渡りの有無	
過去1年間における公正取引委員会からの排除措置命令又は課徴金納付命令の有無	
過去1年間における建設業法違反の有無	
過去1年間におけるその他法令違反の有無	

※ 添付書類

直前2年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書（財務諸表）

第16号様式（第8条関係）

低入札価格調査辞退届

年 月 日

二本松市長

（入札者）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事について、低入札価格調査を辞退いたします。なお、この結果失格となり、低入札価格調査が中止となることについても、異存はありません。

記

- 1 工事名            工事番号  
                         工事名
- 2 工事場所
- 3 入札日
- 4 辞退理由

第17号様式（第9条関係）

低入札価格調査票

調査担当課長 発注担当課長

契約担当課長

調査書作成日 年 月 日

調査担当者	部 課 氏 名
	部 課 氏 名
工事番号	
工事名	
工事場所	
入札者	住 所 商号又は名称 代表者氏名
入札価格	円（税抜き）
予定価格	円（税抜き）
低入札調査 基準価格	円（税抜き）
調 査 内 容	結 果
1 当該価格で入札した理由	
2 入札金額見積内訳書明細	
3 地理的条件	
4 工程	
5 手持ち工事の状況	
6 手持ち資材の状況	

7 資材購入予定	
8 手持ち建設機材の状況	
9 建設機材の借上げ予定	
10 労務職員の確保計画	
11 下請への発注予定	
12 過去に施工した公共工事	
13 社会保険等への加入状況	
14 建設副産物の搬出予定	
15 経営状況及び信用状況	
16 主任（監理）技術者・現場代理人	
17 その他必要と認められる事項	
<p>調査結果の意見</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合して履行がされると認められる。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる。</p> <p>〔理由〕</p>	



第18号様式（第11条関係）

低入札価格調査終了通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

二本松市長

印

このことについて、先に下記工事に関する調査資料を提出いただきましたが、低入札価格調査が終了し、他の調査範囲入札者を落札者とすることにいたしましたので通知いたします。なお、提出いただきました調査資料等については下記期間に返却いたします。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 落札者 名称又は商号
- 4 調査資料等返却期間及び返却場所  
期間  
場所

第19号様式（第11条関係）

低入札価格調査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

二本松市長

印

このことについて、あなたから提出のあった書類調査等を経て、審査を行った結果、下記のとおり落札者として認められませんので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 落札者として認められなかった理由